

消防局 公募型比較見積（消防署等）実施要領

制 定 平成 29 年 3 月 28 日

最近改正 令和元年 10 月 1 日

1 趣 旨

この要領は、消防局（以下「当局」という。）高度専門教育訓練センター及び各消防署（以下「各所署」という。）が発注する不動産以外の物件の買入契約、不動産以外の物件の借入契約並びに印刷、修繕、委託、工事等の請負契約において、大阪市契約規則（昭和 39 年 4 月 1 日規則第 18 号制定。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、公募型比較見積の実施について必要な事項を定める。

2 適用範囲

公募型比較見積の適用範囲は、当局各所署において契約を締結する不動産以外の物件の買入契約、不動産以外の物件の借入契約並びに印刷、修繕、委託、工事等の請負契約とする。なお、特名随意契約及び緊急の必要性を有する契約、その他当局が特に必要と認める契約については対象範囲外とする。

3 参加資格

公募型比較見積に参加しようとする者（以下「参加申請者」という。）は、次に定める資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 見積書提出期限までに、当該年度の本市の入札参加有資格者名簿に当局が定める承認種目での登録があること
- (2) 見積書提出時から契約締結時のいずれにおいても、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者であること
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 見積書提出期限までに当該契約の履行について、法令の規定により官公署等の許可、認可等が必要な場合において、当該許可、認可等を受けている者であること
- (5) 当該契約の履行において必要とされる技術者等の配置を行うことができる者であること
- (6) 参加企業規模や地域要件を設定した場合において、その要件を満たす者であること
- (7) その他、当局が特に必要と認める要件を設定した場合は、その要件を満たす者であること

4 公 募

公募型比較見積を実施するときは、当局内各所署窓口等での掲示及び大阪市消防局ホームページ(「入札・契約のお知らせ」)により公募型比較見積に必要な事項を公開する。

5 参加申請

- (1) 参加申請者は、見積書提出期限までに各所署発注担当者に直接口頭(電話可)により申請すること
- (2) 各所署発注担当者は、公募型比較見積の参加申請を受けた場合は、参加申請者の名称、代表者名、所在地、入札参加有資格者承認番号、連絡先を聴取すること

6 見積書の配付

各所署発注担当者は参加申請を受理後特段の事情がある場合を除き、見積書(指定用紙、仕様書を含む以下同じ。)を即日参加申請者に配付すること。なお、FAX等(FAX、郵送等を含む以下同じ。)により見積書を送付する場合は、参加申請者に見積書が到着しているか必ず確認を行うこと

7 見積書の提出

- (1) 参加申請者は配付された見積書に必要な事項を記入、押印し、公募文に定める期間中に発注担当窓口へ提出すること。なお、FAX等による提出も可とするが、見積書提出期限までに必ず発注担当者に電話等により連絡し、見積書が到着しているか必ず確認を行うこと。なお、参加申請者が到着の確認を行っていない場合は、たとえ見積書提出期限までに見積書を送付していた場合であっても、指定の日時までには到達しなかったものとして取り扱うことがあるので留意すること
- (2) 見積書は、見積金額等必要な事項がすべて記入されたものを有効なものとして取り扱うものとする。
- (3) 一旦、提出された見積書の訂正、再提出及び撤回は認めない。
- (4) 「見積金額」欄には¥マークを頭に付け、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100(軽減税率対象物品の買入については108分の100)に相当する金額を記載すること。なお、契約金額は当該見積金額に100分の10(軽減税率対象物品の買入については100分の8)に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる)とする。

8 見積りの無効

次のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 見積りに参加する資格のない者が行った見積り
- (2) 指定の日時までには提出されず、又は到達しなかった見積り
- (3) 見積書に記名押印のない見積り
- (4) 同一案件について見積者またはその代理人が2以上の見積りをしたときは、そのす

べての見積り

- (5) 同一案件について見積者及びその代理人がそれぞれ見積りをしたときは、その双方の見積り
- (6) 同一案件について他の参加者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として見積書を提出したときは、そのすべての見積り
- (7) 見積金額又は参加者氏名その他主要部分が識別し難い見積り
- (8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による見積り
- (9) 見積りに関し不正な行為を行ったと認められる者の見積り
- (10) 指定した見積書以外で行った見積り
- (11) 見積書提出後から契約相手方決定までに、見積者（見積者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合の当該見積者が行った見積り
- (12) その他見積りに関する条件に違反した見積り

9 契約の相手方の決定

- (1) 契約の相手方の決定は、見積書提出期限後遅滞なく行うものとし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積りを行った者を採用候補者とし、資格審査を実施して合格した者を契約の相手方として決定する。
- (2) 資格審査を実施した結果、不合格となった者の見積は無効とする。その際、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を新たに採用候補者とし資格審査を実施する。
- (3) 最低価格見積者が2者以上あるときは、くじにより順位を決め、採用候補者を決定する。
- (4) 前項においてくじを引かない者があるとき、その者に代わり当該案件の発注に係りのない本市職員をしてくじを引かせるものとする。
- (5) 最低見積価格が予定価格を超えている場合は、当該最低価格見積者と価格交渉のうえ、採用候補者を決定する。
- (6) 最低見積価格が予定価格を超えている場合において、最低価格見積者が2者以上あるときは、当該最低見積者による再度の見積徴収を行い、採用候補者又は(5)の価格交渉の相手方を決定する。

10 見積結果の公開

公募型比較見積を実施したときは、契約の相手方、見積金額を大阪市消防局ホームページ（「入札・契約のお知らせ」）に掲載する。また、所属で実施した全ての見積結果が誰でも閲覧できるよう簿冊を作成しておくとともに、電話による問い合わせにも対応すること。

11 公募型比較見積の不成立

公募型比較見積に付し、「9 契約の相手方の決定(5)(6)」による価格交渉が成立

しないとき、参加申請者がいないとき又は見積合わせ参加資格を満たす者がいないときは、当該公募型比較見積は成立しない。

12 公募型比較見積の例外措置

次のいずれかに該当する場合は公募型によらず、指名による見積合わせの方法によることができる。

- (1) 公募型比較見積が不成立となった場合で、再度公募型比較見積を行った場合でも不成立となる可能性が高いと見込まれる場合
- (2) 前記(1)のほか、特段の事情がある場合

13 公募型比較見積の取り下げ

当局は、契約の相手方を決定するまでは、公募型比較見積を取り下げることができる。

14 契約の締結

契約の相手方になった者は、所定の見積書等契約書類に必要事項を全て記載押印し、発注担当者に提出することにより契約の締結とする。

15 その他

この要領に定めのない事項又はこの要領によりがたい場合は、公募型比較見積公募文により定めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から運用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から運用する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から運用する。